（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の貸付契約の内容）

第十七条の十　法第五十五条の二第一項又は第四項の規定により海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、許可事業者に当該港湾施設を貸し付けるときは、同条第五項に規定するもののほか、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一～三　（略）

（証明書の様式）

第十八条　法第五十五条の二の三第四項の規定による証明書（国の職員が携帯するものを除く。）は、第六号様式によるものとする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の四　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の三十第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（法五十五条の四の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設）

第十八条の十　法第五十五条の四の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。

一　係留施設
二　臨港交通施設
三　荷さばき施設
四　旅客乗降用固定施設及び待合所
五　保管施設
六　船舶役務用施設
七　港湾環境整備施設（植栽を除く。）
八　港湾管理施設

（災害応急対策港湾施設使用協定の公告等）

第十八条の十一　法第五十五条の四の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　災害応急対策港湾施設使用協定の名称
二　協定災害応急対策港湾施設の名称及びその所在地
三　災害応急対策港湾施設使用協定の有効期間
四　災害応急対策港湾施設使用協定の縦覧場所

（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の貸付契約の内容）

第十七条の十　法第五十五条の二第一項又は第四項の規定により海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、許可事業者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一～三　（略）

（証明書の様式）

第十八条　法第五十五条の二の二第四項の規定による証明書（国の職員が携帯するものを除く。）は、第六号様式によるものとする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の四　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の二十六第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（新設）

（新設）